

(別記1) 農業生産地球温暖化対策事業のうち
 施設園芸省エネルギー設備リース支援事業

第1 事業内容

施設園芸由来の温室効果ガスの排出量を削減させるため、リース方式により施設園芸の省エネルギー化に必要な設備を導入する事業実施主体に対してその経費を補助するものとする。

1 補助対象設備

対象設備は、次に掲げる設備とする。

(1) 先進的省エネルギー加温設備

ア ハイブリッド加温設備（以下同じ。）

従来の石油燃料焚き加温機にヒートポンプ又は木質バイオマス利用加温設備（木質ペレット・チップ・薪を燃料とする加温設備をいう。以下同じ。）を組み合わせた設備。ただし、石油燃料焚き加温機は、補助対象外とする。

イ 木質バイオマス利用加温設備

(2) 外張設備

ア 外張の多重化のための設備

温室（ガラス温室及びハウスをいう。以下同じ。）の外張を多重化し、保温性を高める設備。なお、外張材へ強制的に送風し、空気層を作る設備にあつては、附帯設備として、送風機等を含む。

イ アと一体的に導入する温度センサー及び制御装置

(3) ウォーターカーテン設備

ア ウォーターカーテン設備

温室内の保温カーテンの上に地下水を均一に散布して室内を保温する装置。なお、附帯設備として、水槽、揚水機、配管設備、散水ノズル、保温カーテン、排水槽等を含む。

イ アと一体的に導入する温度センサー及び制御装置

(4) 内張設備

ア 内張の多層化のための設備

温室の内張を多層化し、保温性を高める設備。ただし、開閉又は巻き上げ装置を同時に導入する場合に限る。

なお、内張材へ強制的に送風し、空気層を作る設備にあつては、附帯設備として、送風機等を含む。

イ アと一体的に導入する温度センサー及び制御装置

(5) 多段式サーモ装置、これと一体的に導入する温度センサー

(6) 排熱回収装置

(7) 循環扇、これと一体的に導入する温度センサー及び制御装置

(8) 省エネルギーモデル温室

省エネルギーモデル温室の設置については、地下水又は地熱水利用設

備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等の熱交換設備等の導入を行うものとし、その規模は、設置実面積が500平方メートル以上とする。

また、附帯設備として、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとし、自動換気装置は、必ず装備するものとする。

なお、設置に当たっては、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等の燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係、導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、施設園芸の低コスト生産の推進に留意するものとする。

- (9) その他、温室のエネルギー利用効率を高め、園芸用施設の加温に用いる燃油の使用量を低減する(1)から(8)までと同等の装置等(ただし、石油燃料焚き加温機の導入は除く。)

2 対象品目

対象品目は、温室で栽培する野菜、果樹及び花きとする。

第2 成果目標及び目標年度

1 成果目標

成果目標は、応募主体が設備を導入した園芸施設の燃油使用量を2の目標年度までに10%以上削減することとする。

なお、目標とする燃油使用量は原油換算により算出するものとする。

2 目標年度

事業実施年度の翌々年度とする。

第3 応募要件

- 1 応募主体は、リース契約(別表1に定める設備利用者と当該者が導入する事業対象設備の賃貸を行う事業者(以下「リース事業者」という。))の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。)を締結する設備利用者とリース事業者の2者が共同で実施することとする。

なお、リース事業者は債務超過の状態にあってはならない。

- 2 応募主体は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 本事業の対象となるリース契約は、次に掲げる内容に合致するものに限るものとする。

ア リース料総額から補助金を差し引いた額を基にしてリース料が算定されていること。

また、リース契約における契約者、リース物件及びリース期間が、事業実施計画の内容と合致していること。

イ リース期間は、4年間から法定耐用年数までの範囲内であること。

ウ リース契約を締結するリース事業者の議決権又は出資に占める設備利用者の割合が半数未満であること。

(2) リース事業者は平成23年3月31日までにリース物件を当該設備利用者に納入するものとする。また、リース事業者は、リース物件の納入後、速やかに借受証の写しを地方農政局長等に提出するものとする。

3 本事業により導入する設備は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条の第1項の規定による農業振興地域及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条の第1項の規定による生産緑地地区に設置するものとする。

4 設備利用者は、施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（『「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」、「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル」、「施設園芸省エネルギー資材・設備等の格付認定について」及び「施設園芸省エネルギー型栽培の推進方向について」』（平成20年3月31日付け19生産第9343号農林水産省生産局長通知）に規定される「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」をいう。）を利用して省エネルギー生産管理を実施することが確実に見込まれること。

第4 助成

1 応募主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、補助対象としないものとする。

2 補助対象経費は、当該事業実施地域の実情に即した適正な価格により算定するものとする。また、経費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

3 農業生産地球温暖化対策事業の施設園芸省エネルギー設備リース支援事業と先進的省エネルギー加温設備等導入事業については、原則として予算額の配分を6：4とし、それぞれの予算額内で、生産局長は第8の2のとおり採択優先順位等を決めることとする。

第5 事業実施期間

交付決定の日から平成23年3月末までとする。

第6 補助率及び補助金の額

1 補助率は、定額（リース料のうち物件購入相当の1／2以内）とする。

2 補助金の額は、次の算式①によるものとする。

ただし、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とする場合にあっては次の算式②、リース期間満了時に残存価格を設定する場合に

あつては次の算式③によるものとする。

なお、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては、その補助対象経費の金額は、それぞれ次の算式②又は③により算出した値のいずれか小さい方とする。

算式①：補助対象経費＝リース物件価格（税抜き）×1／2以内

算式②：補助対象経費＝リース物件価格（税抜き）
×（リース期間／法定耐用年数）×1／2以内

算式③：補助対象経費＝（リース物件価格（税抜き）－残存価格（税抜き））
×1／2以内

- 3 補助金の申請額の上限は、2に基づき算定された額とする。

この場合において、2のリース期間は、設備利用者がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を365で除した数値の小数点以下第3位の数字を四捨五入して小数点以下第2位で表した数値とする。

また、補助金申請額は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。

第7 事業実施計画の提出

- 1 応募主体は、別記様式第1号及び別記様式第2号により、事業実施計画を作成し、応募主体の主たる事業所の所在地を管轄する地方農政事務所を経由して（地方農政事務所が存在しない府県にあつては直接）、管轄する地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所を経由して農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。
- 2 応募主体は、事業実施計画の提出を行う場合、必要に応じて、あらかじめ関係する市町村及び都道府県と調整を図るものとする。
- 3 応募主体は、2の調整結果について、事業実施計画の提出に併せて地方農政局長等に報告するものとする。
- 4 事業実施計画には、成果目標を算出する際の根拠に用いた資料を添付するものとする。

なお、第1の1の（9）の設備を導入する場合にあつては、導入予定設備の販売メーカーの提示による省エネ効果を示す試験データを必ず添付するものとする。なお、その時のデータは、温室における加温時期連続おおむね3ヶ月以上のものであり、比較対象調査による省エネ効果及びコスト回収期間等を明らかにしたものとする。

第8 事業実施計画の審査

- 1 事業実施計画の選定基準

地方農政局長等は、応募主体から提出された事業実施計画について、第

3の応募要件等の確認を行うとともに、次に掲げるすべての項目を満たす場合に限り、事業実施計画の選定を行うものとする。また、生産局長を除く地方農政局長等は、選定した事業実施計画を生産局長に提出するものとする。

- (1) 本事業の目的に沿っていること。
- (2) 応募主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有すること。
- (3) 導入する設備が成果目標の達成に直結するものであること。
- (4) 導入する設備の規模及び能力が、対象品目、受益面積等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。
- (5) 導入する設備の適正な利用が確実であると認められ、リース期間にわたり十分な利用が見込まれること。
- (6) 導入する設備を設置する既存の温室は、原則として、当該設備と一体的な利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有すること。

2 補助金等交付候補者の選定

1により地方農政局長等が選定した事業実施計画について、生産局長は、別に定める手法により外部有識者の意見を踏まえた上で、原則として別表2に掲げる基準ポイントの合計が高い順に採択優先順位等を決め、この採択順位等を参考に、地方農政局長等は、応募主体から事業実施主体となり得る者（以下「補助金等交付候補者」という。）を選定し、その旨を補助金等交付候補者に対し、別記様式第3号により通知するものとする。

第9 事業の実施及び補助金の交付に必要な手続等

補助金等交付候補者は、速やかに事業の実施及び補助金の交付に必要な手続を行うものとする。

補助金等交付候補者は、生産環境総合対策事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）、生産環境総合対策事業実施要領（以下「実施要領」という。）の内容を承知した上で、生産環境総合対策事業推進費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、補助金の交付申請を行うものとする。

なお、交付申請にあたって、リース契約書案の写しを添付するものとし、リース契約の締結後は速やかにリース契約書の写しを地方農政局長等に提出するものとする。

また、事業の実施は、交付決定をした日からとし、事業完了後、補助金等交付候補者は、交付要綱に基づき実績報告書等を事業完了の日から1ヶ月以内又は4月10日までのいずれか早い日までに提出するものとする。

地方農政局長等は、提出された実績報告書等を審査し、実際に使用された経費について補助金の額を確定した後、補助金の額の確定通知書を送付するとともに、補助金を支払うこととする。

第 10 重複申請等の制限等

- 1 応募主体が同一の内容で、既に国から他の補助金等の交付を受けている場合又は採択が決定している場合は、書類審査の対象から除外又は採択決定若しくは補助金の交付の決定が取り消されることとする。

なお、他の補助金等について採択が決定していない段階で、この事業に申請することは差し支えないが、他の国の補助金等についての採択の結果によっては、この事業の審査対象から除外され、又は採択の決定若しくは補助金の交付の決定が取り消される場合がある。

- 2 不正行為等に対する措置

地方農政局長等は、本事業の応募主体の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、応募主体に対して再発防止のための是正措置等、必要な措置を講ずるよう指導できるものとする。

第 11 採択後の事業実施主体の責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次に掲げる条件を守らなければならないものとする。

- 1 事業の推進

事業実施主体は、実施要綱等を遵守し、事業実施上のマネジメント等、事業の推進全般についての責任を持たなければならないものとする。

特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、すべて事業実施主体の下で一括して行うものとする。

- 2 補助金の経理管理

交付を受けた補助金については、次の点に留意の上、経理管理を行うものとする。

- (1) 本補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」等が適用されるものとする。
- (2) 本事業の実施に当たっては、補助事業等の厳正かつ効率的な実施について（平成 19 年 9 月 21 日付け経第 947 号農林水産省大臣官房長通知）及び補助事業等の厳正かつ効率的な実施についての運用について（平成 19 年 12 月 27 日付け経第 1440 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、生産局長は補助事業等の厳正かつ効率的な執行を遵守することとされたので、応募主体においては事業の計画的かつ的確な遂行に留意するものとする。

- 3 フォローアップ

国は、補助事業期間中、所期の目的が達成されるよう、応募主体に対し、事業実施上必要な指導・助言等を行うとともに、事業の進捗状況について

必要な調査を行うものとする。

4 評価

事業実施主体は、補助事業終了後、実施要綱に基づき、事業評価を実施するものとする。

第 12 申請書類の応募方法等

1 提出書類

(1) 事業応募申請書（別記様式第 1 号） 2 部

(2) 事業実施計画（別記様式第 2 号） 2 部

(3) リース事業者の直近の会計年度の財務諸表 2 部

を封筒に入れ「生産環境総合対策事業応募申請書在中」と表に朱書きして提出すること。

なお、提出のあった書類については返却しないものとする。

2 提出期間

平成 22 年 4 月 13 日（火）～平成 22 年 5 月 28 日（金）17:00 必着

3 提出先・問合せ先

別紙のとおり。

なお、以下について注意すること。

(1) 申請書類の提出は、原則として「郵送又は宅配便（含バイク便）」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可とするが、「FAX」又は「電子メール」による提出は、受け付けない。

(2) 申請書類を郵送する場合は、簡易書留・配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によること。

また、投函は余裕をもって行い提出期間内に必着させること。

(3) 提出期間内に到着しなかった申請書類は、いかなる事由によるものであっても無効とする。また、申請書類の差替えは認めない。

別表1 施設園芸省エネルギー設備リース支援事業の設備利用者

| 設備利用者 | 内 容 |
|-----------------|--|
| 認定農業者 | 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律65号）第12条の2第1項の規定する認定農業者をいう。 |
| 認定農業者に準ずる者 | 以下のいずれかに該当する者をいう。 【野菜】 野菜の産地強化計画（「野菜の産地強化計画の策定について」（平成13年11月16日付け生産第6379号農林水産省生産局長通知）に規定する計画）において担い手として位置付けられた者。 【果樹】 果樹産地構造改革計画（「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林産省生産局長通知）に規定する計画）において担い手として位置付けられた者。 |
| 認定就農者 | 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年2月15日法律第2号）第4条第1項に規定する就農計画の認定を受けた者をいう。 |
| 農事組合法人 | 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する農事組合法人をいう。 |
| 農事組合法人以外の農業生産法人 | 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。 |
| 農業者の組織する団体 | 上記のいずれにも該当しないもののうち、認定農業者又は認定農業者に準ずる者を構成員に含み、当該認定農業者又は認定農業者に準ずる者が実際の作業に従事する組織であって、定款又は規約を有している団体をいう。 |

別表2 施設園芸省エネルギー設備リース支援事業の採択優先順位に係るポイント

| 審査項目 | ポイント |
|---|--|
| <p>1. 設備を導入した園芸施設の燃油使用量 (原油換算)削減割合</p> | <p>○削減率</p> <p>50%以上削減 10ポイント</p> <p>45%以上削減 9ポイント</p> <p>40%以上削減 8ポイント</p> <p>35%以上削減 7ポイント</p> <p>30%以上削減 6ポイント</p> <p>25%以上削減 5ポイント</p> <p>20%以上削減 4ポイント</p> <p>15%以上削減 3ポイント</p> <p>10以上削減 2ポイント</p> |
| <p>2. 設備導入経費あたりの原油換算削減指標 (%/10aあたり万円)</p> | <p>○削減割合の高い順にポイント加算</p> <p>1. 0以上 5.5ポイント</p> <p>0.9以上 5ポイント</p> <p>0.8以上 4.5ポイント</p> <p>0.7以上 4ポイント</p> <p>0.6以上 3.5ポイント</p> <p>0.5以上 3ポイント</p> <p>0.4以上 2.5ポイント</p> <p>0.3以上 2ポイント</p> <p>0.2以上 1.5ポイント</p> <p>0.1以上 1ポイント</p> |
| <p>3. 「省エネルギーチェックシート」を利用した省エネルギー生産管理の実践</p> | <p>○実施項目数に応じてポイント加算</p> <p>20項目以上 10ポイント</p> <p>19項目 8ポイント</p> <p>18項目 6ポイント</p> <p>17項目 4ポイント</p> <p>16項目 2ポイント</p> <p>15項目 1ポイント</p> |